



| | |
|--------------|---|
| Title | ビザマスター控訴審判決について |
| Author(s) | 荒井, 弘毅; 馬場, 文 |
| Citation | 国際公共政策研究. 2004, 9(1), p. 1-19 |
| Version Type | VoR |
| URL | https://hdl.handle.net/11094/9885 |
| rights | |
| Note | |

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ビザマスター控訴審判決について*

Comments on Visa/MasterCard cases at appeals court*

荒井弘毅**, 馬場 文***

Koki ARAI**, Aya BABA***

Abstract

This article examines decisions of appeals court cases on antitrust issues in the credit card industry, U.S. v. Visa et al. We pointed out that these decisions dealt with and confirmed the basic framework of antitrust for a joint venture in antitrust analysis. These cases are the last examples of positive antitrust enforcement under the years of the Democratic Party.

キーワード：クレジットカード, ネットワーク効果, 反トラスト法, ジョイント・ベンチャー

Keywords : Credit Card: network effect: antitrust law: joint venture

JEL Classification: K21, L40

* 本稿作成に当たっては、大阪大学大学院法学研究科武田邦宣助教授及び神戸大学大学院法学研究科博士後期課程
井畠陽平氏から有益な御指摘をいただいた。ここに記して感謝の意を表したい。

** 大阪大学社会経済研究所

〒567-0047 大阪府茨木市美穂ヶ丘6-1, arai@iser.osaka-u.ac.jp

*** 大阪大学大学院法学研究科博士後期課程

〒560-0043 豊中市待兼山町1-6, ababa@leda.law.osaka-u.ac.jp

1. はじめに

本稿は、2003年9月に出された、ネットワーク効果を有するとされるカード産業の2大寡占企業に対する反トラスト訴訟 (U.S. v. VISA USA, INC, et al. (2d Cir. Sept. 17, 2003)) を検討する。本件反トラスト法に係る事件では、ネットワーク効果といった抗弁は取り上げられず、基本的なジョイントベンチャーについての反トラスト法上の判断の枠組が用いられたものであった。また、民主党政権下での反トラスト積極運用期の最後の事件のうちの一つについて、反トラスト法の主流の考え方が確認されたものとなったことを指摘するものである。

クレジットカード等の経済学的分析は、Baxter (1983)での支払者・支払者の銀行・販売者・販売者の銀行との4当事者の面からの非現金支払いの分析が嚆矢となって、Chakravorti and To (2000)やRochet and Tirole (2002)などのカード手数料・カード使用での超過料金禁止規定の経済学的分析がある。

また、カード産業の業界実態の分析としては、Ausubel (1991)で1980年代のクレジットカード市場における利率の粘着性（市場の利子率の動きの3倍から5倍の高さに張り付いておりカード発行者に利益をもたらしていたこと）が指摘された。これを受け、Calem and Mester (1995)でカード利率が高い中で消費者行動は探査費用があり、切替費用がかかり、かつ、発行者側の逆選択の問題を避ける高値提示のため、完全競争市場的な行動が採られてこなかったことが示された。また、Stango (2000)でもこれが90年代初めまで存在していたことが確認され、新規参入者に対しては非価格競争が行われたとされている。さらに、Knittel and Stango (2003)では、この時期になされていた非拘束的な上限規制が事業者にとっての一つの焦点として機能し、暗黙のうちに共謀が実現していたと議論されている。

これらカード発行者の競争の状況の分析とともに、反トラストの観点からも議論が繰り広げられており、Carlton and Frankel (1995a)では、カード手数料と加盟方針とを共同で決めていることに懸念があるとされている。他方、Evans and Schmalensee (1995)は、ネットワーク効果の面からこれを批判しジョイントベンチャーを肯定している。これに対しては、ジョイントベンチャーは効率性向上のための合理的な必要があるときに正当化されるとするCarlton and Frankel (1995b)での再批判がある。また、支払い費用に関する市場支配力についてATMも含めた検討もなされている (Frankel (1998))。これらも含めてChakravorti and Shah (2003)では、クレジットカードネットワークに関する研究のサービスがなされている。

また、宮井(2003)では、反トラスト法の観点でのジョイントベンチャー規制の現状と課題を取りまとめている。

以下、第2章で事件の概要、第3章で控訴審判決の概要、第4章で本判決の位置付けと意義、第5章で主たる論点及び第6章で今後の課題と展開を述べている。また、付録として控訴審判決の重要な部分の邦訳を載せている。

2. 事件の概要

(1) 市場の状況と地裁判決

ピザUSA社及びビザインターナショナル社はデラウェア州法に基づいて設立され、本社をサンフランシスコに置く法人であり、メンバー制による各金融機関の連合体である（以下、この連合体を「ピザ」とする。）。マスターカードインターナショナル社もピザと同様、デラウェア州法に基づいて設立された連合体（以下、この連合体を「マスターカード」とする。）で、活動の拠点をニューヨークに置く。1997年の米国内におけるピザ、マスターカードそれぞれのネットワークにおける取引は6000億ドルである。また、取引額でのピザの1997年のシェアは約47%、マスターカードは約26%、カードの発行枚数ではピザが53%、マスターカードは33%であり、ピザ又はマスターカード加盟店は340万店である¹⁾。

ピザとマスターカードは、両者のカードを発行する7000の銀行に対し、自己の競争者であるアメリカンエクスプレス及びディスカバー／ノバスのカード発行を禁ずる規定を盛り込んだ契約を締結するよう要請している。

1998年10月7日、司法省反トラスト局は、ピザ及びマスターカードの行為が競争者排除目的であり、シャーマン法1条違反に該当するとして、ピザ USA社及びビザインターナショナル社、マスターカードインターナショナル社の3社を提訴した²⁾。

ニューヨーク連邦地裁は2001年10月9日、司法省反トラスト局の主張を認め、両社のブランドでカードを発行する金融機関に他社のカード発行を禁じている契約規定の撤廃等を命じる判決を下した³⁾。

1) これに対し、競争者であるアメリカンエクスプレスは取引額でシェア20%，発行枚数で5%，加盟店250万店、ディスカバー／ノバスは取引額で6%，発行枚数で8.5%，加盟店310万店である。

2) <http://www.usdoj.gov/atr/cases/f1900/1973.htm>

3) United States v. Visa U.S.A., Inc., 163 F.Supp.2d 322 (S.D.N.Y. 2001) 14

(2) 本件の特色

本件においては、クレジットカード業界において80%近いシェアを有し市場支配力を持つと推定される2つのグループによる排他的契約による反競争的効果が問題とされた⁴⁾。

① クレジットカード業界の競争構造

クレジットカード業界における競争は2つの段階において行われる。一つは上流における、カードのネットワーク・ブランド相互における競争（代金支払いシステム市場）、そしてメンバーである金融機関相互間の競争や会員となる消費者獲得競争、そのカードを使用することができる加盟店獲得競争などの下流における競争である。

本件で問題となった米国市場において、ビザ及びマスターカードの競争者としてアメリカンエクスプレスやディスカバー／ノバス、ダイナースクラブ、JCBを挙げられている。また、関連市場についてSSNIPテスト⁵⁾を用いる等により、各ブランドの下で発行されるクレジットカードサービス全体の市場とクレジットカードネットワークサービス市場という二つの関連市場が画定されている。その上で、ビザ及びマスターカードは合法的なジョイントベンチャーであるが、共同でも単独で見ても市場支配力を持つと推定している。

② 反競争的効果

こうした競争構造の下で、本件ではビザ及びマスターカードの排他的契約の効果が問題とされた。ビザ及びマスターカード側は、カード発行者間での競争が激しいため排他的契約は消費者に悪影響を及ぼしておらず、またこの契約があることによりカードネットワークが分離されてネットワーク間の競争が促進されていると主張した。

しかし、地裁は、この排他的契約によりネットワーク間の競争が阻害されていて、その正当化事由は反競争的効果を正当化するのに十分ではないとしてシャーマン法1条違反を認定した。

ビザ、マスターカード自体はカードネットワークの運営を主体としており、メンバーとなっている金融機関からの加盟店料、ライセンス使用料によって運用され、非営利というスタンスをとっており、それ自体は合法なジョイントベンチャーである。しかしながら、ア

4) 司法省が主張していた二重支配の論点については、地裁は司法省による反競争的効果の違法性の立証を認めなかった。以下では、この論点は省略している。井畠陽平(2002)「米国・EC独禁法判例研究(第42回)、ビザ及びマスターカードの排他的内部規約によるクレジットカードネットワーク間競争阻害とシャーマン法1条違反」公正取引、第621号を参照。

5) "small but significant non-transitory increase in price" の略。仮説的小規模（5%）であるが一時的ではない相対価格の引き上げに対応して、顧客が速やかに利用可能な代替生産物へあるいは代替供給者へ転換するかどうかということによって、関連市場を画定する手法である。結果として売上が減少してその価格引上げを不利益なものとなるような代替財が存在するならば、その代替財は関連市場に含まれるとされるもの。FTC(1992) Horizontal Merger Guidelines、武田(2001)参照。

メックス及びディスカバーは、排他的契約があるために、事実上ビザ及びマスターカードの会員銀行との取引ができず、カードネットワークサービス拡大が図れなかった。この排他的契約があったため、市場における産出量の減少が起こるとともに技術革新の阻害・新技術導入の制限を引き起こしたことが挙げられている。加えて、地裁の判決では、カードネットワーク市場の悪影響だけでなく、カードサービス全体の市場にも悪影響を及ぼしていたと述べられている⁶⁾。

3. 控訴審判決の概要

地裁判決に対して、ビザ及びマスターカードは、それぞれの排他的契約はシャーマン法に違反していないとして、また、ビザインターナショナルは、ビザUSAの違反に対して責務を有さないとして控訴した。

2003年9月17日、第2巡回区控訴審判所は、地裁の判決を支持する判決を下した⁷⁾。

(1) 控訴審判決の構成

控訴審判所の判決は、経緯、背景、ディスカッション及び結論から構成されている。まず、「経緯」が述べられた後、「背景」として、次の1～3が説明されている。

1. 一般的な支払い目的カード産業の描写

- (A. ビザ及びマスターカードネットワークの構造、
- B. アメリカンエクスプレス及びディスカバーネットワークの構造、及び
- C. ビザインターナショナルとビザUSAとの関係)、

2. 一般的な支払い目的のカード産業における競争、並びに

3. 問題とされた制限

次に、「ディスカッション」において、最初に合理の原則の下での分析の適用について、合理の原則の推論の進め方について、地裁の法的結論の審査と事実認定の明らかな誤りがない限りの支持が宣言され、その後、

1. 関連市場と市場支配力で2つの製品市場を区分して、

- (1)チャージカード⁸⁾とクレジットカードから成り立っている一般的な目的のカード市場と呼ぶもの、及び(2)一般的なカードの目的のためのネットワークサービス（市場支配力

6) Id. 163 F. Supp. 2d at 379 参照

7) <http://www.usdoj.gov/atr/cases/f201200/201283.pdf>

8) アメリカン・エキスプレスやダイナースクラブのようなマンスリークリア（翌月または翌々月の一括払い）のクレジットカードのこと。米国では、「クレジットカード」というと、厳密にはリボルビングカードのような分割払いが可能なカードのことを意味する。

を有する。)とで分析している。続いて、

2. 競争の損害で、「カードのアウトプット全体と利用できるカードの特性とを減じた」ことにより競争を害したと認定し、

3. 被告側の議論を取り上げている。そこでは、次の(2)節で見るとおり競争の損害と競争促進的正当化との2つに分けて被告側の議論が論じられている。最後に、

4. ビザインターナショナルについて触れられている。

(2) 論点（被告側の議論）

① 特定の競争者だけを害しているものであったにすぎない排他的なルールが競争を害したと認定したこと（競争の損害）

ここで、被告は、地裁は競争の損害を競争者の損害と間違える誤りをしたと議論した。すなわち、排他的なルールは「排他的流通」契約に類するものであり、「合法として推定される」ものであると被告は主張した。しかし、控訴審は、この議論は実際のネットワークレベルでの排除によりメンバー銀行から排除された損害は明らかであり、競争者の集合体が競争しないことに合意したことは反競争的行為の典型的なものであるとして、被告の議論を退けた。

② 反競争的な効果がその排他性からの実質的な競争促進による利益を上回ったと認定したこと（競争促進的正当化）

被告は、仮に排他的ルールが競争を害するものであったとしても、損害は、この戦略の実質的な競争促進的効果により凌駕されるとして、排他的なルールの主要な利益はマスターカードとビザのネットワークの「凝集」を促進し、このネットワークは市場における競争をより効率的になると主張した。しかし、地裁は、排他的ルールはその目的達成のために必要なものではなく、いずれにしても反競争的効果は競争促進的効果を上回っていると認定し、控訴審も地裁のこの判断が合理的であったと認めた。

4. 本判決の位置付けと意義

本判決は、民主党政権下のクライン反トラスト局長の時代に始められた大型反トラスト訴訟のうち、係属していた最後の事件のうちの一つである。その後、合併に関しては若干厳格な事例があるが、大型反トラスト民事訴訟はなく、マイクロソフト訴訟が和解となるなど反トラスト政策が謙抑的な運用へと向かう局面の中での残された華であった。

本控訴審判決は法的には特異な判断となった部分はなく、オーソドックスな合理的の原則

の考え方に基づき、地裁の判断を支持している。中でも、(はやりでもあった) ネットワークの競争促進的效果にも全く深入りすることなく、歴史的視点及び国際的視点から被告の反論を退けている点は、簡明にして適切なものとなっている。また、最近合理の原則に関する事件で司法省反トラスト局が負け続けている流れ (Dentsply人工歯事件: United States v. Dentsply Int'l, Inc., 277 F. Supp. 2d 387 (D. Del. 2003) 及びアメリカン航空略奪的価格設定事件: United States v. AMR Corp., 335 F.3d 1109 (10th Cir. 2003).) を食い止め、控訴審レベルでも合理の原則がしっかりと存続していることを確認した意味も大きい⁹⁾。

本判決の政治的・社会的意義としては、カード金融業界を代表する企業であり、消費者にもなじみ深い企業に対する反トラスト法の適用であることから、その提訴時にはマイクロソフト訴訟と同じように広くメディアに取り上げられるなど反トラスト法と司法省反トラスト局の威信を高めるものとなったことが指摘できる。控訴審の判決自体は司法手続の一局面であるものの、一つの決着であり反トラストに係る今後の重要な広報材料となると思われる。経済的意義としては、地裁判決で既に一定の不確実要素がなくなっていたところであるが、控訴審判決で更に不確実要素が減じたことになる。これは、控訴審判決が出された9月にアメックス及びディスカバーの株価が上がっていることからも示される。また、今後の損害賠償請求訴訟も注目される。

法的意義としては、2003年7月にFTCが3大テノール審決で確認したジョイントベンチャーの競争制限の判断に当たっての推論の進め方が控訴審レベルでも同じやり方で再確認されたことが挙げられる¹⁰⁾。すなわち、ジョイントベンチャーに関して、仮に、被告側が、問題とされている行為について反トラスト法上許容可能、かつ、もっともらしい正当化事由を提示することができたならば、立証責任は原告側に移り、原告側は、問題とされている行為がその市場において競争を害しているより詳細な証拠を提示しなければならなくなる。原告側が問題とされている行為が本質的に疑わしいということを示す責任を果たしたならば、被告側は、問題とされている行為のもつ、競争制限的效果を相殺する競争促進的效果について実質的な理由——反トラスト法上、許容され、かつ、もっともらしい理由——について示さねばならない。もし、被告側がそのような正当化事由を提示できたならば、今度は原告側が、当該行為によってもたらされる競争制限的效果について十分な証拠を示さねばならなくなる。このような、推論の進め方について、控訴審も裏付けを与えた。

9) Wilmer, Cutler & Pickering, *Antitrust and Competition Law Update*, October 3, 2003 参照

10) FTC審決 (Three Tenors) (2003年7月18日)<<http://www.ftc.gov/opa/2003/07/vivendi.htm>>

なお、本件に関する分析については、荒井弘毅、井畠陽平「三大テノール歌手CDの販売協定審決の分析」大阪大学社会経済研究所ディスカッションペーパー参照。

たと考えられる。

5. 主たる論点

(1) 支払いサービスとネットワークサービス

支払いサービス市場の競争は、円滑な支払いとそれに付随するサービス提供で競争がなされ、カード発行者（銀行）はその総合的な金融サービスの一つの形態としての支払いサービスを提供している。

これに対して、カードネットワークサービス市場は、利用者が拡大すれば利用可能店舗もそれに対応するために拡大し、また利用可能店舗が拡大すれば便利になるため利用者も拡大するというネットワーク効果（他の需要者の拡大によって需要が刺激される効果）を有しているように見える。すなわち、店舗はネットワーク加入によってカード利用者の需要を期待し、カード発行者はカード支払いの増加による金融サービス利用の拡大を期待するため、ネットワークサービスを購入することになると考えられるためである。

地裁・控訴審とも、この形で市場を区分し、被告側もこの点は認めている。近年ネットワーク効果として議論されることのある正の外部性を有する市場構造については、マイクロソフト訴訟等でも市場支配力を検討する一つの要素とされてきており、本件でもシェアと並んでこうした効果も市場支配力があるとされる判断の要素となった。

(2) ジョイントベンチャーの正当化の判断基準充足性

本件ではジョイントベンチャーの正当化に関する判断基準を満たしているかどうかが一つの争点となった。被告は、排他的ルールは合法的で、競争促進的な事業戦略に付随したものであると議論したものの、地裁及び控訴審は、排他的ルールはその目的達成のために必要なものではなく、いずれにしても反競争的効果は競争促進的効果を上回っていると認定した。

これを三大テノール事件で示された正当化事由の満たすべき要件「許容可能性」及び「もっともらしさ」の観点並びに法的検討及び事実上の検討から評価することは、地裁（及び控訴審）の判断基準充足性を探る材料となる。「許容可能性」については、地裁・控訴審とも触れていないが、必要条件として、競争促進的であるとする被告の主張に含まれていると見ることはできよう。「もっともらしさ」について、地裁・控訴審とも何ら証拠がないとして認めていない。この判断に当たっては、法的検討のみならず、事実上の観点からの反論として、ジョイントベンチャーがなくてもマスターカードのメンバーは、ビザ

カードの発行が昔から認められており、その逆もまたそうであったことが指摘されており、加えて、この排他的なルールがない海外では競争促進性が害されているといった証拠はないと積極的な反例の認定を行っている。

(3) 排他的契約と市場閉鎖性の判断基準

排他的契約の違法性に関して、被告は市場閉鎖性はないと議論したが、控訴審では市場閉鎖性の議論の前段階として競争者の共同行為である点から違法性が指摘され、事実としても市場閉鎖性を認めた。ビザ・マスターカードを上流とし発行銀行を下流とする見方は採られなかったが、ネットワークサービスの定義で発行銀行が購入者と位置付けられることからすると、サービスの利用において排他性はあるが非競合的であることから経済学的に見ると自然独占となりやすいとする考え方がある¹¹⁾。

6. 今後の課題と展開

(1) ネットワーク効果

本件判断に際して、ネットワーク効果それ自体の効果についての分析は行われていない。ネットワーク効果があるサービスでは市場支配力が生じやすいかどうかに関して、本事件は、逆の面から見ていると言える。すなわち、市場閉鎖性が問題となるのであって、開かれた競争が行われるのであれば、ネットワーク効果を有する財・サービスであろうとその他の財・サービスと反トラスト法上の取扱いは異にしないことを検討している事例として評価することができよう。他方、ネットワーク効果を有する財・サービスについての、競争者との契約のあり方について、参考となるものとしては、2004年1月にもTrinko判決で、競争者に一定以上の支援が求められるものではないとする判決が出された¹²⁾。その中ではエッセンシャル・ファシリティ理論に関しては、(若干否定的なニュアンスで)連邦最高裁は当否を判断しないこととするとされている。ニュー・エコノミー論の中で、ネットワーク効果を有する財・サービスについては反トラスト適用を再考する必要があると唱えられたこともあったが、判例・運用では、財・サービスの特性を踏まえた反トラストが適用されてきている。この方向での展開が今後も予想される。

11) 費用的な問題があり、自然独占となるかどうかは不確実である。

12) <http://www.supremecourtus.gov/opinions/03pdf/02-682.pdf>

(2) 共同行為の推論の進め方

2003年7月にFTCが3大テノール審決で確認したジョイントベンチャーの競争制限の判断に当たっての推論の進め方が控訴審レベルでも同じやり方で再確認されたことが本件の重要な意義として挙げられる。他方、正当化事由と競争制限的效果との衝突が今後の課題として浮かび上がってこよう。

(3) 反トラスト政策の積極的展開

本件はがクリントン民主党政権クライン反トラスト局長以来続いた一連の反トラスト大型事件の末尾を飾るもの一つである。ブッシュ共和党政権下での反トラスト政策は華々しい成果は上げていないものの、控訴審レベルでの裁判所の判断基準の明確化・法的構成の現代化は着実に進んでおり、今後の展開を見守りたい。

なお、この司法省の提起した反トラスト訴訟と並行して、ウォルマートらが1996年に起こした抱き合わせの反トラスト訴訟（ビザ又はマスターカードのクレジットカードにオフラインでのデビットカードが抱き合わせられたとするもの）が係属しており、この判決も注目したい。

References:

- 荒井弘毅, 井畠陽平「三大テノール歌手CDの販売協定審決の分析」大阪大学社会経済研究所ディスカッションペーパー, forthcoming
- Ausubel, L. M. (1991) "The Failure of Competition in the Credit Card Market," American Economic Review, 81, p50 (Mar. 1991)
- Baxter, W. F. (1983) "Bank Interchange of Transactional Paper: Legal and Economic Perspectives," Journal of Law and Economics, 24, p541 (Oct. 1983)
- Calem P. S. and Mester, L. J. (1995) "Consumer Behavior and the Stickiness of Credit Card Interest Rates," American Economic Review, 85, p1327 (Dec. 1995)
- Carlton, D. W. and Frankel, A. S. (1995a) "Symposium on Post-Chicago Economics: The Antitrust Economics of Credit Card Networks," Antitrust Law Journal, 63, p643 (Winter 1995)
- Carlton, D. W. and Frankel, A. S. (1995b) "Comment and Reply: The Antitrust Economics of Credit Card Networks: Reply to Evans and Schmalensee Comment," Antitrust Law Journal, 63, p903 (Spring 1995)

- Chakravorti, S. and Shah, A. (2003) "Underlying incentives in credit card networks," The Antitrust Bulletin, p55 (Spring 2003)
- Chakravorti, S. and To, T.(1999) "A Theory of Merchant Credit Card Acceptance," Research Department Working Paper Series, Federal Reserve Bank of Chicago, WP-99-16, Nov. 1999
- Evans, D. S. and Schmalensee, R. (1995) "Comment and Reply: Economic Aspects of Payment Card Systems and Antitrust Policy Toward Joint Ventures," Antitrust Law Journal, 63, p861 (1995)
- Frankel, A. S. (1998) "Monopoly and Competition in the Supply and Exchange of Money," Antitrust Law Journal, 66, p313 (Winter 1998)
- FTC decision(Three Tenors)(2003)<<http://www.ftc.gov/opa/2003/07/vivendi.htm>>
- FTC (1992) Horizontal Merger Guidelines
- 井畠陽平(2002)「米国・EC独禁法判例研究(第42回), ビザ及びマスターカードの排他的内部規約によるクレジットカードネットワーク間競争阻害とシャーマン法1条違反」公正取引, 第621号
- Knittel, C. R. and Stango, V. "Price Ceilings as Focal Points for Tacit Collusion: Evidence from Credit Cards," American Economic Review, 93,5 (Dec. 2003)
- 宮井雅明(2002)「ジョイント・ベンチャー規制の現状と課題(1), (2)」立命館法学 第283号, 第285号
- Rochet, J. C. and Tirole, J. (2002) "Cooperation among Competitors: Some Economics of Payment Card Associations," RAND journal of Economics, 33(4), p549 (Winter 2002)
- Stango, V. "Competition and Pricing in the Credit Card Market," Review of Economics and Statistics, 82(3), p499 (Aug. 2000)
- 武田邦宣(2001)「合併規制と効率性の抗弁」多賀出版 (Feb. 2001)
- United States v. AMR Corp., 335 F.3d 1109 (10th Cir. 2003)
- United States v. Dentsply International, Inc., 277 F. Supp. 2d 387 (D. Del. 2003)
- United States v. VISA U.S.A., Inc. 163 F. Supp. 2d 322 (S.D. N.Y. 2001)
- United States v. VISA U.S.A., Inc, et al. (2d Cir. Sept. 17, 2003)
- Wal-Mart Stores, Inc. v. VISA U.S.A., Inc., CV 96 5238 (E. D. N. Y.) (Filed Dec. 1996)
- Wilmer, Cutler&Pickering, Antitrust and Competition Law Update, October 3, 2003

(別紙)

第2巡回区控訴審判所判決（抄訳）

ディスカッション

シャーマン反トラスト法第1条は、「複数の州間の取引又は通商を制限するすべての契約、トラスト若しくは他の形を取った結合又は共謀」を禁止している。100年以上にわたり、裁判所は、シャーマン法は「不当な」取引制限だけを禁止すると理解してきた。価格固定及び市場分割のようなある種の協定は、当然違法として不当なものとされてきたが、その他のほとんどの制限は事件ごとに「合理的の原則」によって評価されている。この合理的の原則の事例における主要な論点は、しばしば、幾つかの競争促進的な正当化によって、ある制限の反競争的な影響が上回られているかどうかということである。本件で問題とされている慣行は、ビザもマスターカードも当然違法を構成するような取引制限を行っていたわけではないことから、合理的の原則の下での分析が適切である。

政府がシャーマン法第1条の下での合理的の原則を示そうとし、当事者もその他の議論をしていないことから、次のことが示されねばならないと地裁は判示した。まず、政府は、被告側共謀者がある特定の財又はサービスの市場において「市場支配力」を有していることが示されなければならない。次に、政府は、関連する市場において、被告側の行為が、価格引上げ又は産出量若しくは品質の低下のような実質的に反競争的な効果を有していたことを示さねばならない。いったん、この最初の責任が満たされたならば、次の立証責任は被告側に移り、問題とされている制限の競争促進的な正当化事由を提示しなければならなくなる。仮に、被告側がそうしたならば、政府は、問題とされている制限が、被告側の主張する競争促進的正当化を達成することは合理的でないか、又は、より競争を制限しない方法で達成するやり方があることのどちらかを示さねばならない。

我々は、地裁の法的結論を新たに審査する。事実認定は、明らかな誤りがない限り支持するものとする。

1. 関連市場と市場支配力

本件は、2つの関連はするが別の製品市場を含んでいると地裁は認定し、我々も支持する。(1)チャージカードとクレジットカードから成り立っている一般的な目的のカード市

場と呼ぶもの、及び(2)一般的な目的のカードを使うためのネットワークサービスである。

区分された製品市場は、消費者が被告の販売しているものと「合理的に交換可能」なものと考える製品によって構成されている。実質的な専門家証言の後に、地裁は事実認定の問題として、他の種類の支払い、例えば、現金、小切手、デビットカード、ショップカードのようなものは、多くの消費者にとって一般的な目的のクレジット又はチャージカードの合理的な代替物とは考えられていないとした。政府側の専門家証人が説明したとおり、消費者選好の実証分析に基づくと、一般目的の支払いカードの価格が実質的に上昇するとき、カード所有者は（他の形態の支払いを好むようになり）カードを使用しなくなるというよりはむしろ、増加した手数料を払うことを甘受しがちである。このため、一般目的の支払いカードは、代替的なその他の支払い手段市場とは別の、区分された市場を構成している。我々はこの地裁の結論を疑う理由はない。

さらに、我々は、4つのカードネットワークが「ネットワークサービス」市場においてお互いに競争しているという地裁の下した判断に同意する。一般的な目的のカードネットワークは、「権限確認、精算及び取引の清算を含む一般的なカード取引の目的であるインフラストラクチャーとメカニズムを提供するものである」とジョーンズ判事は説明している。一般的な目的のカード市場においては、カード発行者が販売者で、カード所有者は購入者であるのに対して、一般的な目的のカードネットワークサービス市場においては、4つのネットワークそれ自身が販売者であり、カード発行者と商店がその購入者となる。発行銀行は、ネットワークサービスをマスターカードかつ／又はビザから購入し、この2つのブランドはアメックスとディスカバーの銀行向け事業と競争している。商店は（商店の割引）支払いカードの受け入れによる支払いはネットワークによって設定される交換手数料の大きさによって影響を受けるため、ネットワークはまた、商店カードとも競争している。

地裁は、専門家証言に基づいて、発行者又は商店を見ても、この4つのメジャーブランドによって提供されているネットワークサービスに比肩しうるような合理的な交換可能な財はないとした。(1)ネットワークレベルの費用が銀行や商店では極めて高くなってしまい、自らがそうしたサービスを提供できること、(2)（ネットワークサービス手数料は比較すれば無視できるものであり）クレジットとチャージカードの発行と受け入れは利益が上がるものであるため、ネットワーク手数料の大きな増加があったとしても、支払いカードの発行又は受け入れ事業から撤退する合理的な経営上のインセンティブは考えられないことからである。

我々は、地裁による、ビザとマスターカードが、共同であれ別にであれ、ネットワーク

サービス市場における力を有しているとの見方に同意する。市場支配力は、最高裁によって「価格を支配するか又は競争を排除する力」の意味であるとして定義されてきた。この力は、価格に影響を与えるか競争を排除する力を有していることを示す被告によって特別な行為を企てることができたという証拠によって証明され得る。関連市場のシェアが十分大きく、被告がコントロールできるときには、市場支配力が推測される。ジョーンズ判事は、実質的な価格引き上げに直面したときでさえ、顧客の便宜のために、ビザ又はマスターカードによる支払いを拒むことができないとする商店の証言の事実に基づいて市場支配力を認定している。実際、両ネットワークの相互手数料の最近の増加にもかかわらず、カードの受け入れを継続しなくなった商店はない。加えて、地裁は、極めて集中した市場での被告の大きなシェアから市場支配力を推測している。1999年のビザメンバーは、クレジット及びチャージカード取引総額の約47%、マスターカードメンバーは約26%と考えられる（アメリカンエクスプレスは20%、ディスカバーは6%である。）。

地裁によるこうした証拠に基づくと、市場支配力の認定を維持するのに十分である。加えて、アメックスは、最近繰り返された試みにもかかわらず、排他的なルールでそうした発行銀行がビザ及びマスターカードの連合体のメンバーシップをあきらめることが要請されているために、米大陸でネットワークサービスを活用するためにいかなる発行銀行をも説得することができていないし、そして銀行もそれを望んでいない。すなわち、ビザとマスターカードは、最も大きな競争者をネットワークサービスとブランドの顧客として成功裏にいかなる銀行への引き合いからも効果的に排除していることによって、ネットワークサービス市場において自らの力を示している。

2. 競争の損害

シャーマン法第1条の下での違反を主張するために、政府は、被告の行為が反競争的な効果を持っていることを示さねばならない。地裁は、ビザとマスターカードの排他的なルールがネットワークサービスのアウトプットを減じることと価格競争を阻害することとともに「カードのアウトプット全体と利用できるカードの特性とを減じた」ことにより競争を害したと認定している。我々は、この結論が誤りだと述べる理由はない。

競争を害したとする最も説得的な証拠は、ネットワークサービスの市場区分によりアメリカンエクスプレスとディスカバーを総体として排除したことである。これまで述べたとおり、米国には、4つの主要なカードネットワークの提供者が存在する。これらのネットワーク間の（ネットワーク内での）競争は発行レベルで活気があるものの（20,000の競争

的な発行者が消費者に商品を提供する競争を行っている)、(4つの主要なネットワークが自らの技術的、基盤的、及び金融上のサービスを発行銀行に対して販売する機会を探している) ネットワークレベルでは、競争は被告の排他的ルールによって深刻なダメージを受けている。「排的なルールは、ビザとマスターカードのメンバー銀行がアメリカンエクスプレスとディスカバーといったブランド力のあるカードの発行者となることができないという結果を生じさせていることに疑いはない」と地裁は述べている。地裁は、3つの主要な米国の発行者銀行バンコポピュラー、アドバンタ及びバンクワンが、排的なルールがなかったならば、アメリカンエクスプレスと米国でのアメックスカードの発行の契約をしたはずであったとする証拠を引用している。加えて、バンコポピュラーは、排的ルールの適用がないペルトリコでアメックスのカード発行の契約をしている。

この結果、問題とされている企業戦略は、ただ2つだけの競争者のネットワークが発行者銀行の事業の中だけで有効に競争することができているということになる。法廷での証言で、ビザとマスターカードは「ネットワークサービスが幾つかの発行銀行にそれぞれの事業で競争するために価格からのディスカウントの形で数百万ドルものインセンティブを支払っていたし、またその銀行はビザとマスターカードのお互いに相手としてより低いネットの価格とより高い価値のカードネットワークサービスを得ていた。」としている。しかしながら、2つだけの活発な競争者によるもので、そのような価格と製品の競争は限られたものであった。法定での証言は、価格競争とサービスの技術革新は発行銀行を巡っての競争が2者のときよりも4者の競争者があるときに促進されることを強く示している。実際、地裁は、ビザとマスターカードの幹部の証言に基づいて、両被告は「新しくよりよい製品とサービスを提供することによって、よりネットワーク競争に反応している」としている。例えば、マスターカードの前代表は、マスターカードは自社のメンバー銀行を通じてアメックスカードが発行したプレミアムカード製品の発達を「迅速化」させられていると述べた。

外国においては、米国ビザよりもむしろビザインターナショナルがビザネットワークを運用しており、いかなる排的なルールも適用されておらず、アメックスはビザカードを発行している銀行にアメックスカードも発行させることに成功している。これは、ビザインターナショナルに外国での加盟銀行への製品提案を「積極的に強化」させることになっている。加えて、ビザインターナショナルの内部メモでは、仮にアメックスがメンバー銀行のパートナーとして許されることになれば、米国ビザはより活発なシェア競争をせざるを得なくなるとされていた。「今日、アメックスは、米国の銀行のパートナーから除外されているが、この状況は変わるかもしれない。銀行のパートナーは、実質的にアメックス

の需要者とカードを増加させることになるため、ビザとしては状況を監視して、銀行の求めに応じて競争的な製品を供給せねばならない。」

地裁は、また、問題とされている戦略により製品技術革新と産出量が制限されたことを見いだしている。アメックスとディスカバーがカード発行者によって市場から排除されたことにより、ビザとマスタークードは加盟銀行のネットワークだけで提案があった製品へのアクセスを効果的に禁止していた。そのような製品は、「取引口座、資産管理口座、銀行の提案する不動産又はその他の金融製品の売上」と関連付けることができるカードであった。

我々は、被告の排他的ルールにより競争が害されたとする地裁の認定に誤りは見いださなかった。

被告側の議論

被告側は、地裁は次の2つの誤りを犯したとして控訴した。(1)特定の競争者だけを害しているものであったにすぎない排他的なルールが競争を害したと認定したこと、(2)反競争的な効果がその排他性からの実質的な競争促進による利益を上回ったと認定したこと。

競争の損害

第一に、地裁は競争の損害を競争者の損害と間違える過ちを犯したと被告は議論した。被告側は、次の著名な一節を引用している。「反トラスト法は、競争者ではなく、競争を保護する。」例えば、ビザは、「この事件における決定と救済は、消費者の厚生に利益を与えない。事実上、すべての利益は、低価格と良質の製品供給ではなく、主要な競争者のブランドを衰えさせようとするものであり、その利益を得ることを望んでいたアメックスに帰属する。」と主張している。

被告は、排他的なルールは「排他的流通」契約に類するものであり、「合法として推定される」ものであると主張している。我々は、この議論は説得的でないと認める。

被告は、「関連する市場全体においての実際の反競争的な効果」が生じているかどうかという適切な疑問を発している点では確かに正しい。我々は、排他的な流通契約であっても、「競争者が既存の又は潜在的な代替流通チャネルによって、製品が究極的には消費者に到達することができる」とときに、競争に反するような影響はないと言めてきた。

被告は、排他的ルールから生じたものとして地裁によって特定された損害——消費者が銀行から受け取ることのできるカードの種類が限られており、銀行がアメックスブランドの特定のやり方での発行の統合を禁止していたこと——は、アメックスの（又はディスカバーの）ネットワークとしての競争能力を害しておらず、むしろその流通能力を害しているだけであり、これは、ペプシコーラの流通能力がコカコーラとその運搬業者間の排他的契約によって制限されているかもしれないものと同じ程度のものであると議論している。排他的流通契約は競争を害するが（そして合法として推定されるのであるが）、競争者の製品を消費者に届けることを禁じるものである。被告側は、言うまでもなく、アメックスとディスカバーは、自分の製品を消費者に届けることができ、それぞれ米国で最も大きな及び5番目に大きな支払いカード発行者であるという事実からそれは示されていると述べている。

このコカコーラとその運搬業者との間の排他的契約の類推は説得的ではない。この類推の基本的な誤りは、ビザ（又はマスターカード）が一つの経済主体として（コカコーラのように）そのサービスの供給者と制限的な契約条項を結ぶものとして描いている点である。しかしながら、ビザとマスターカードは、単独の主体ではなく、競争者の集合体である。彼らは、20,000余の銀行により所有され効率的に運営されており、それぞれ支払いカードの発行と商店の取引の獲得に競争している。この20,000余の銀行が、ビザとマスターの戦略を設定している。これらの競争者は、ビザ又はマスターカード発行権限を有する連合の利益をシェアするために、その目的とする排他的な条項の制限の遵守に合意し、彼らはアメックス又はディスカバーカードの発行による競争をしないことに合意していた。この制限的な条項は、20,000余の競争者による水平的な制限の実施である。

被告によって提案された類推は、コカコーラ、ペプシコーラ及びその他の主要なソフトドリンク販売者が共同して連合を作り、運搬サービスの契約を実施し、他の集合体の構成者でないソフトドリンクメーカーの運搬をしないという条項を契約で実施するといったときには、より適切なものであったであろう。ここでの集合体メンバーが自らに課している制限と言った特徴が落ちることにはなるのであるけれども、このように類推できる。それが、集合体が共同利益を害すると考えるような方法では、お互いに競争しないことに合意したのである。「合法の推定」とはほど遠いものであり、このような契約は、シャーマン法によって禁止されている反競争的行為の典型的なものである。

ネットワークサービスの市場では、4つのネットワークが販売者で発行銀行と商店とが購入者であるので、ビザとマスターカードによって実施されていた排他的ルールは完全に

アメックスとディスカバーの製品の販売を禁ずるものとなったのである。

この排他的ルールが競争者を害するものであることは疑いない。しかしながら、競争者を害するものが、競争を害するものではないことを意味するわけではない。アメックスとディスカバーによる銀行に対するカードとプログラムの市場での能力の排除がネットワークサービス市場での競争を害したものであるということ、かつ、ビザとマスターカードのネットワークサービスを販売していた銀行がアメックスとディスカバーから自由にネットワークサービスを購入できたときにはビザとマスターカードはより競争的に自らの製品を企画し販売できたであろうということ、これらの地裁の事実認定に誤りはないと我々は認める。さらに、カード所有者の銀行口座との連携の有利さを持ったアメックスとディスカバーによる提案された特別な特徴を有したカードを統合したある種の製品が可能となつたはずであったという地裁の決定に誤りはないと認める。地裁は、競争の損害の認定を正当に行つた。

競争促進的正当化

被告は、仮に排他的ルールが競争を害するものであったとしても、損害は、この戦略の実質的な競争促進的效果により凌駕されると議論している。被告は、排他的なルールの主要な利益はマスターカードとビザのネットワークの「凝集」を促進し、このネットワークは市場における競争をより効率的になると主張した。このため、被告は、排他的ルールは合法的で、競争促進的な事業戦略に付随したものであると議論した。地裁は、排他的ルールはその目的達成のために必要なものではなく、いずれにしても反競争的效果は競争促進的效果を上回っていると認定した。我々は、地裁のこの判断が合理的であったと認める。

地裁は、加盟銀行が競争ネットワークのカードの発行を認めることができると競争過程に反する影響を及ぼす意味で凝集を危険にするとする提案には何ら証拠がないと認めた。そのような因果関係がなくとも、マスターカードのメンバーは、ビザカードの発行が昔から認められており、その逆もまたそうであった。それに加えて、地裁は、被告の主張するネットワークの凝集は、アメックスがビザとマスターカード銀行とアメックスブランドの支払いカード発行の契約ができるような排他的なルールがないような海外では害されているといった証拠はないと認定した。

すなわち、被告は、排他的ルールの反競争的效果が競争促進的利益により凌駕されないと示すことに失敗した。

ビザインターナショナル

地裁は、ビザインターナショナルはシャーマン法違反の責を負うべきだと判示した。「それは、ビザインターナショナルは、ビザの排他的ルールを先決して実施しているだけでなく、違法な副産物まで積極的に奨励しており、ビザインターナショナルは本違反ルールの責の一端を担っているからである。」ビザインターナショナルが責任を負うべきであるとする結論は、地裁のビザインターナショナルが積極的に奨励していたとする事実認定に基づいている。我々は、この認定が明白な誤り又は証拠によって支持されていないものと認めることはできなかった。ここで示される特定の状況の下では、積極的な奨励が責任の前提となっての法的な基礎を十分に欠いているとは我々は認められなかった。